

化学業界で知っておきたい EPA原産性調査のポイント

令和6年9月20日
東京共同会計事務所

会社紹介 - Company Profile -

クライアントの新たな一手を
より確かなものへ

東京共同会計事務所

設立	1993年8月
所在地	東京都千代田区丸の内3-1-1 国際ビル9階
代表者	内山 隆太郎
海外ネットワーク	RSM International
対応言語	日本語・英語・中国語・ベトナム語・タイ語
構成員	300名（2024年8月1日現在） 公認会計士、税理士、司法書士、行政書士 弁理士、通関士有資格者 在籍
HP	https://www.tkao.com/

EPA相談デスク

経済産業省委託事業



委託事業者
東京共同会計事務所
東京都千代田区丸の内3-1-1
<https://epa-info.go.jp/>

会社紹介 - Service -

ストラクチャード・ファイナンス、プロジェクト・ファイナンス、コーポレート・ファイナンス、ウェルス・マネジメント、国際税務を柱にクライアントのニーズに広角に応えるサービス体制を構築しています

■ 主なサービスライン

ストラクチャード・ファイナンス

プロジェクト・ファイナンス

コーポレート・ファイナンス

ウェルス・マネジメント

国内税務

国際税務 移転価格

国際税務
グローバルタックスプランニング

国際税務 EPA・FTA（関税）

- ▶ 経済産業省委託事業 **EPA相談デスク10年** 受注
- ▶ 自動車業界EPA/FTA原産資格調査標準システム **JAFTAS®** の開発・運営

EPA相談デスク

JETRO様とともにEPAに関するご相談を受け付け、EPA利用をご支援するコンテンツを提供しております。

お問合せ先



EPA相談デスク

<https://epa-info.go.jp/>

EPAの利用をお助けする相談窓口です。
EPAに関する疑問や質問などございましたらお気軽に御相談ください。
ウェブサイトでは、初心者ガイドなどのわかりやすい資料や動画など、
学習コンテンツも御用意しておりますのでぜひ御活用ください。



メール相談



JETRO EPA相談窓口

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html>

ジェットロでは、EPA活用に関する御相談を受け付けています。

本部（東京）：03-3582-4943
ジェットロ北海道：011-261-7434
ジェットロ仙台：022-223-7484

大阪本部：06-4705-8606
ジェットロ広島：082-535-2511
ジェットロ香川：087-851-9407
ジェットロ福岡：092-471-5635



電話相談

EPA利用に必要な書類を簡単かつ効率的に作成できる「原産地証明ナビ」も提供しています。

<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/navi/>

「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」（経済産業省）を基に加工して作成
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf

講師紹介

EPA相談デスク 委託事業者
東京共同会計事務所 トレード・コンプライアンス部



公認会計士
元杭 康二



通関士（有資格者）
入江 知佳



シニアアドバイザー
宮崎 千秋

化学業界で知っておきたいEPAの特徴

- 1 RCEPにより高まるEPA利活用の必要性**
- 2 化学業界におけるEPA利用までの壁**
- 3 化学品の事例から学ぶHSコード分類のポイント**
- 4 本日のおさらい**

化学業界で知っておきたいEPAの特徴

- 1 RCEPにより高まるEPA利活用の必要性**
- 2 化学業界におけるEPA利用までの壁
- 3 化学品の事例から学ぶHSコード分類のポイント
- 4 本日のおさらい

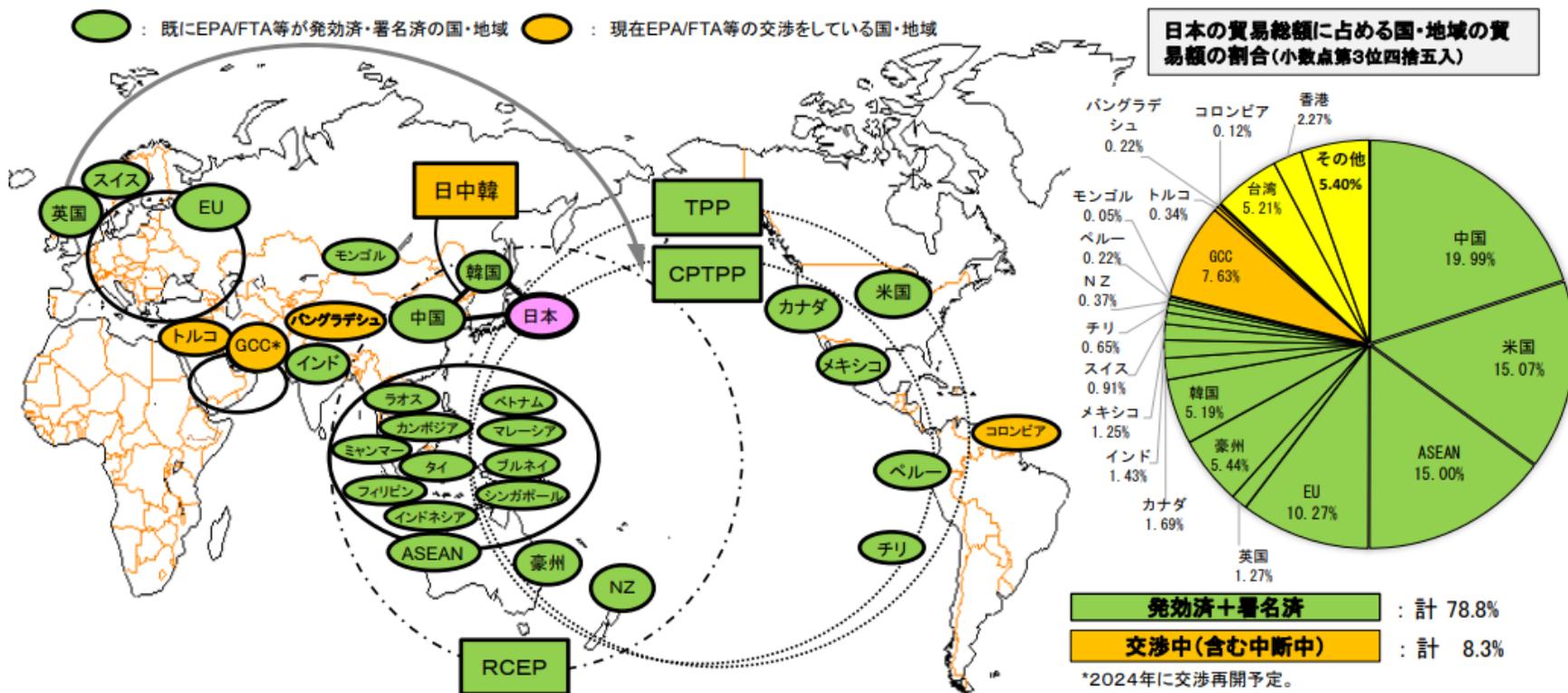
日本の経済連携の進捗状況と貿易総額

我が国の経済連携協定(EPA/FTA)等の取組

令和6年5月
外務省 経済連携課

これまで24か国・地域と21の経済連携協定(EPA/FTA)等が発効済・署名済。

- ・発効済・署名済EPA/FTA等の相手国との貿易が貿易総額に占める割合は78.8%。
- ・発効済・署名済EPA/FTA等及び交渉中EPA/FTA等の相手国との貿易が貿易総額に占める割合は87.1%。



(注1)GCC: 湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)
(アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート)
(注2)米国については、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定

出典: 財務省貿易統計(2024年1月公表)
(各国の貿易額の割合については、小数点第3位四捨五入)

化学業界の品目分類（HSコード）

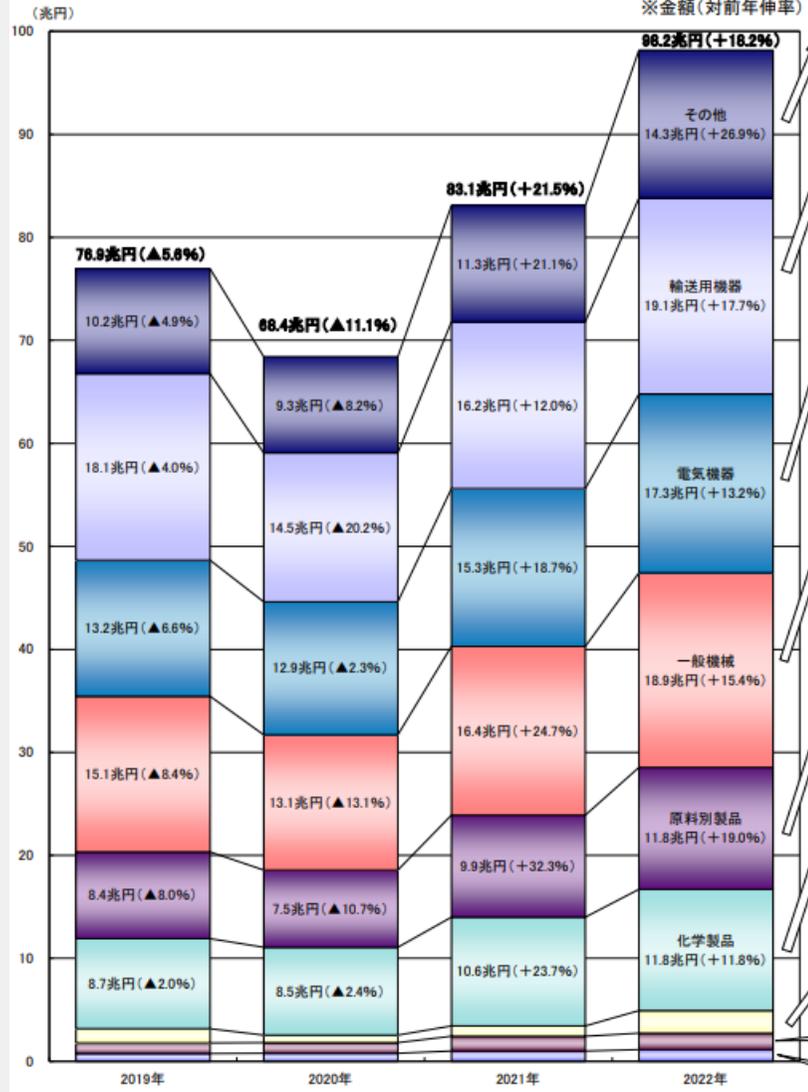
広義の化学工業（化学工業＋プラスチック製品＋ゴム製品）

化学工業

第6部	化学工業(類似の工業を含む。)の生産品
28	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
29	有機化学品
30	医療用品
31	肥料
32	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマステック並びにインキ
33	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
34	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
35	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素
36	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
37	写真用又は映画用の材料
38	各種の化学工業生産品
第7部	プラスチック及びゴム並びにこれらの製品
39	プラスチック及びその製品
40	ゴム及びその製品

日本の輸出統計における化学業界の位置づけ

品目別輸出額の推移 (年ベース)



<その他>

科学光学機器	2.5兆円 (+8.1%)	中国	0.62兆円 (+13.0%)	米国	0.49兆円 (+26.8%)	韓国	0.28兆円 (+14.2%)
写真用・映画用材料	0.7兆円 (+12.3%)	中国	0.18兆円 (+12.4%)	台湾	0.14兆円 (+14.4%)	米国	0.10兆円 (+15.9%)

<輸送用機器>

自動車	13.0兆円 (+21.4%)	米国	4.31兆円 (+20.3%)	オーストラリア	1.11兆円 (+12.3%)	中国	1.00兆円 (+5.9%)
自動車の部分品	3.8兆円 (+6.9%)	米国	1.02兆円 (+13.1%)	中国	0.60兆円 (+11.4%)	タイ	0.33兆円 (+20.9%)
船舶	1.2兆円 (+10.2%)	パナマ	0.37兆円 (+23.1%)	リベリア	0.34兆円 (+32.1%)	マーシャル	0.16兆円 (+23.7%)

<電気機器>

半導体等電子部品	5.7兆円 (+15.8%)	中国	1.38兆円 (+10.9%)	台湾	1.19兆円 (+10.9%)	香港	0.66兆円 (+9.6%)
電気回路等の機器	2.3兆円 (+10.9%)	中国	0.70兆円 (+9.8%)	米国	0.25兆円 (+8.6%)	香港	0.22兆円 (+2.5%)
電気計測機器	2.0兆円 (+6.2%)	中国	0.48兆円 (+0.3%)	米国	0.38兆円 (+15.2%)	韓国	0.16兆円 (+0.3%)

<一般機械>

半導体等製造装置	4.1兆円 (+21.2%)	中国	1.28兆円 (+1.7%)	台湾	0.94兆円 (+34.0%)	韓国	0.66兆円 (+11.9%)
原動機	2.8兆円 (+13.5%)	米国	1.02兆円 (+23.7%)	中国	0.36兆円 (+13.9%)	タイ	0.19兆円 (+20.9%)
建設用・鉱山用機械	1.7兆円 (+29.1%)	米国	0.74兆円 (+51.5%)	オランダ	0.15兆円 (+21.7%)	オーストラリア	0.08兆円 (+12.8%)

<原料別製品>

鉄鋼	4.7兆円 (+24.2%)	タイ	0.67兆円 (+17.8%)	韓国	0.67兆円 (+32.4%)	中国	0.67兆円 (+5.7%)
非鉄金属	2.5兆円 (+20.1%)	中国	0.73兆円 (+5.4%)	台湾	0.33兆円 (+24.8%)	タイ	0.25兆円 (+26.8%)

<化学製品>

プラスチック	3.2兆円 (+6.0%)	中国	1.13兆円 (+3.5%)	韓国	0.34兆円 (+1.5%)	台湾	0.31兆円 (+1.3%)
有機化合物	2.2兆円 (+11.4%)	中国	0.63兆円 (+6.0%)	韓国	0.33兆円 (+5.6%)	米国	0.22兆円 (+23.9%)

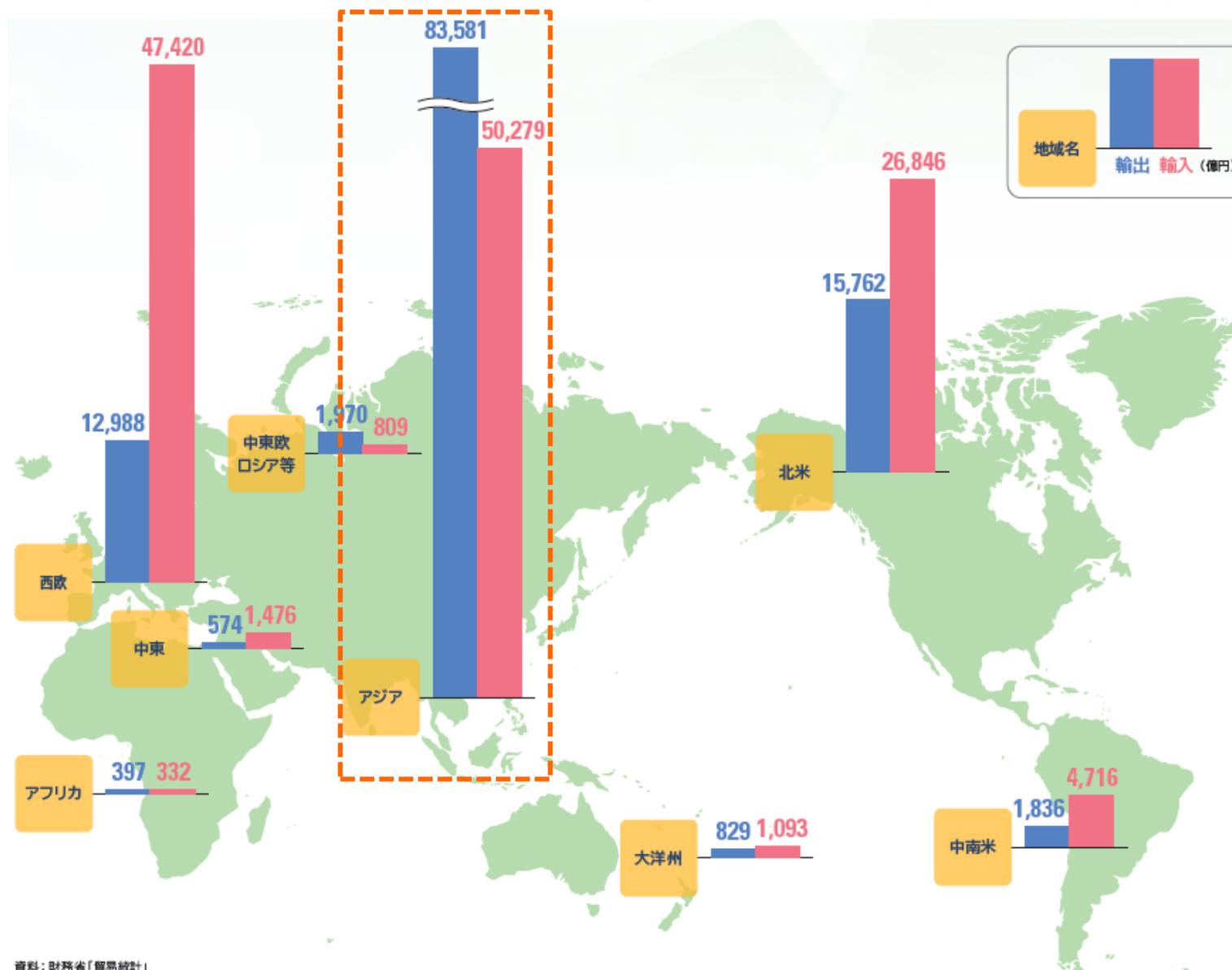
<鉱物性燃料>

鉱物性燃料	2.2兆円 (+121.3%)	オーストラリア	0.38兆円 (+216.3%)	韓国	0.31兆円 (+48.3%)	シンガポール	0.27兆円 (+109.2%)
-------	-----------------	---------	------------------	----	-----------------	--------	------------------

原料品: 1.6兆円 (+10.0%)
食料品: 1.1兆円 (+14.5%)

「財務省貿易統計」(財務省)より抜粋
https://www.customs.go.jp/toukei/suii/html/time_latest.htm

化学製品における日本の地域別輸出入額（2022年）



資料：財務省「貿易統計」

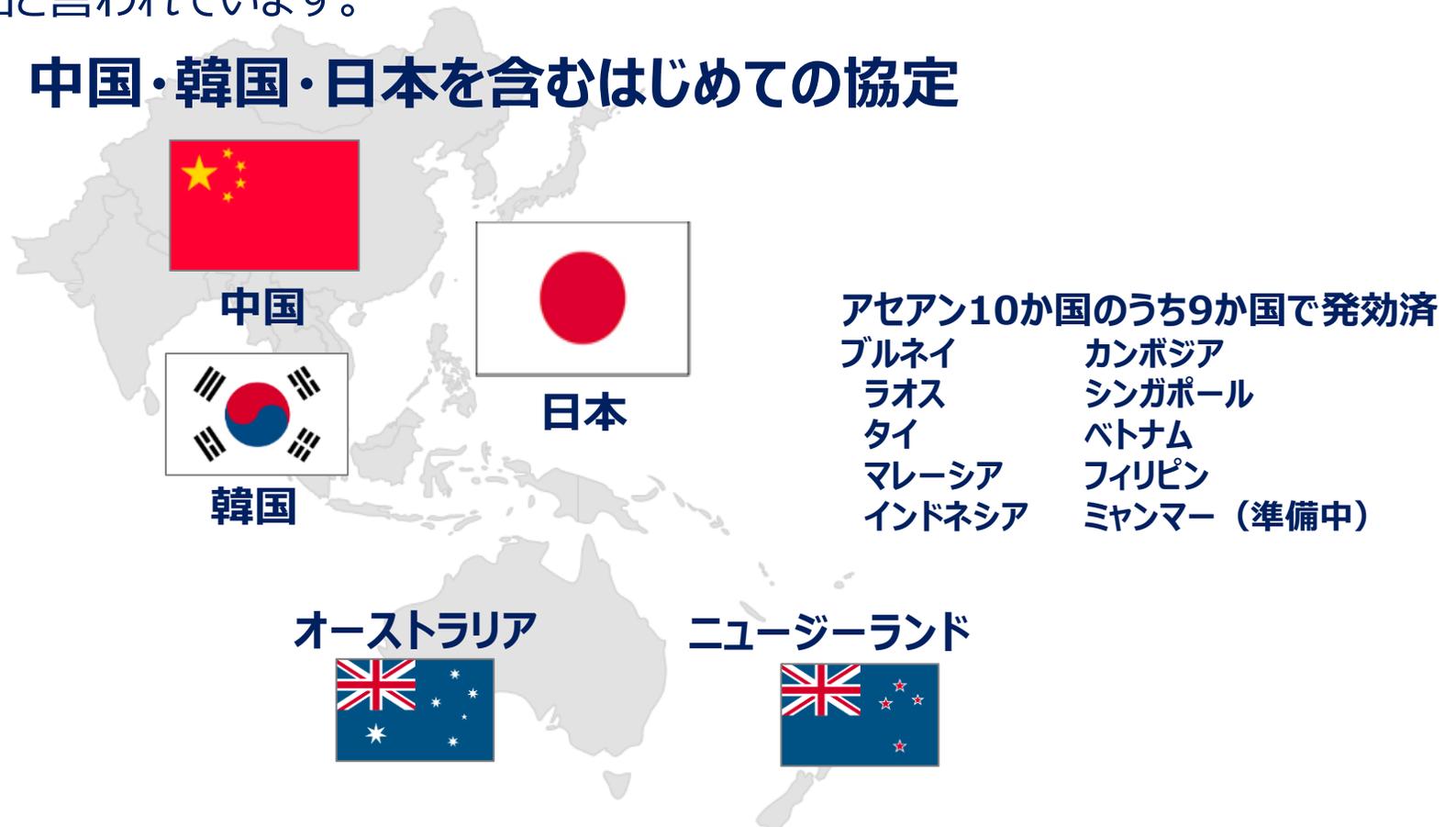
「グラフでみる日本の化学工業2023」（日本化学工業協会）より抜粋

https://www.nikkakyo.org/system/files/%E2%98%85all_Graph_JP2023_A4_2.pdf

RCEP（地域的な包括的経済連携協定）とは

日本を含む15ヶ国が参加し、2022年1月1日に発効しました。15ヶ国で1つの協定を締結することにより域内すべての輸出先に対して共通の原産地規則や税関手続きの下、EPA税率を利用することができるようになります。RCEP発効は、世界最大規模の自由貿易圏の創出とされています。

中国・韓国・日本を含むはじめての協定



アセアン10か国のうち9か国で発効済

ブルネイ	カンボジア
ラオス	シンガポール
タイ	ベトナム
マレーシア	フィリピン
インドネシア	ミャンマー（準備中）

「RCEP協定解説書」（JETRO）を基に加工して作成

https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/rcep/rcep.pdf

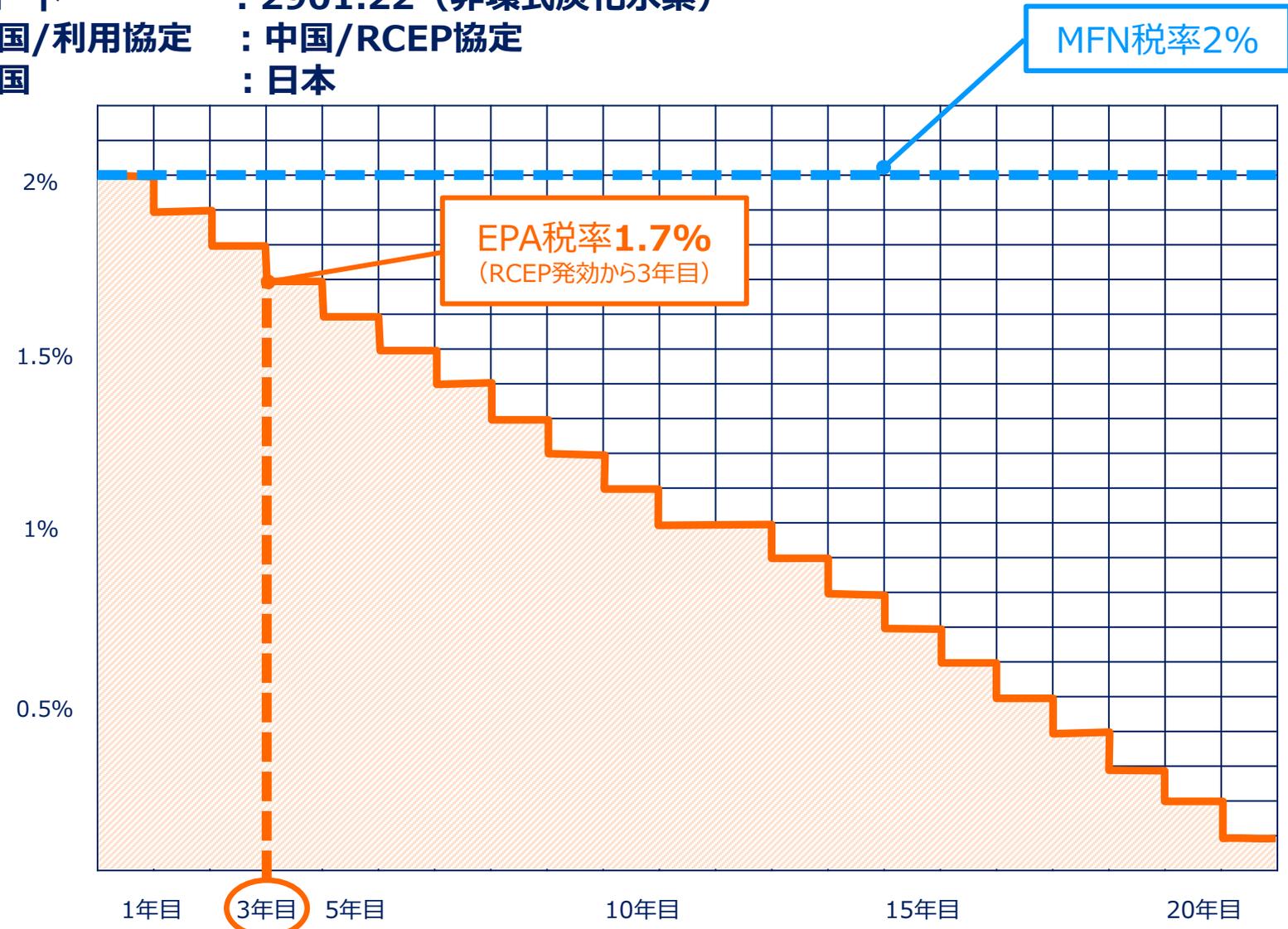
品目分類別の関税率（例）

品目分類	HSコード	輸入国 /利用協定	MFN 税率	現時点 での EPA 税率	削減
ふつ素、塩素、臭素及びよう素	2801.10	中国 /RCEP	5%	0%	5%
非環式炭化水素 － 不飽和のもの － － ブテン（ブチレン）及びその異性体	2901.22	中国 /RCEP	2%	1.7% *段階的に引き 下げ21年目で 0%	0.3%
－ 不飽和非環式モノカルボン酸並びにその 酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及 び過酸並びにこれらの誘導体 － － メタクリル酸及びその塩	2916.13 2916.1300.10 2916.1300.90 の場合	中国 /RCEP	6.5%	0%	6.5%
診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用 したものに限る。）及び診断用又は理化学 用の調製試薬（支持体を使用しているか ないかを問わない。）（第30.02項又は第 30.06項のものを除く。）並びに認証標準 物質	3822.19 3822.1900.10 3822.1900.20 3822.1900.90 の場合	中国 /RCEP	3%	0%	3%

EPA利用により既に関税率0%もありますが、段階的に削減される品目もあります。RCEP発効から3年が経ち、段階的に徐々に引き下げが進んでいるものもあるので、手続にかかる費用、時間、労力等も踏まえつつ、EPA利用開始のタイミングの見極めを行うことが重要です。

段階的な関税率引き下げ（例）

HSコード : 2901.22 (非環式炭化水素)
輸入国/利用協定 : 中国/RCEP協定
輸出国 : 日本



(RCEP発効2022年)

化学業界で知っておきたいEPAの特徴

- 1 RCEPにより高まるEPA利活用の必要性
- 2 化学業界におけるEPA利用までの壁**
- 3 化学品の事例から学ぶHSコード分類のポイント
- 4 本日のおさらい

EPAを利用するためには

EPAを利用するためには「輸入国税関への原産地証明書の提出」をする必要がありますが、「原産地証明書」を入手するためには、輸出品が**下記3点を全てクリア**する必要があります。

- ① 日本国内で最終製造、加工がされている
- ② EPAで定めた原産のルール(=品目別原産地規則)をクリアしている
- ③ ①、②をクリアしていることが根拠書類で証明されている

EPAにおける原産品の考え方

① 日本で最終製造・生産されている

② 品目別原産地規則をクリアしている

③ 根拠書類で立証されている

=

原産品

「Made in Japan」
のラベルを貼れるもの
なので原産品

日本で生産を
行っているもの
なので原産品

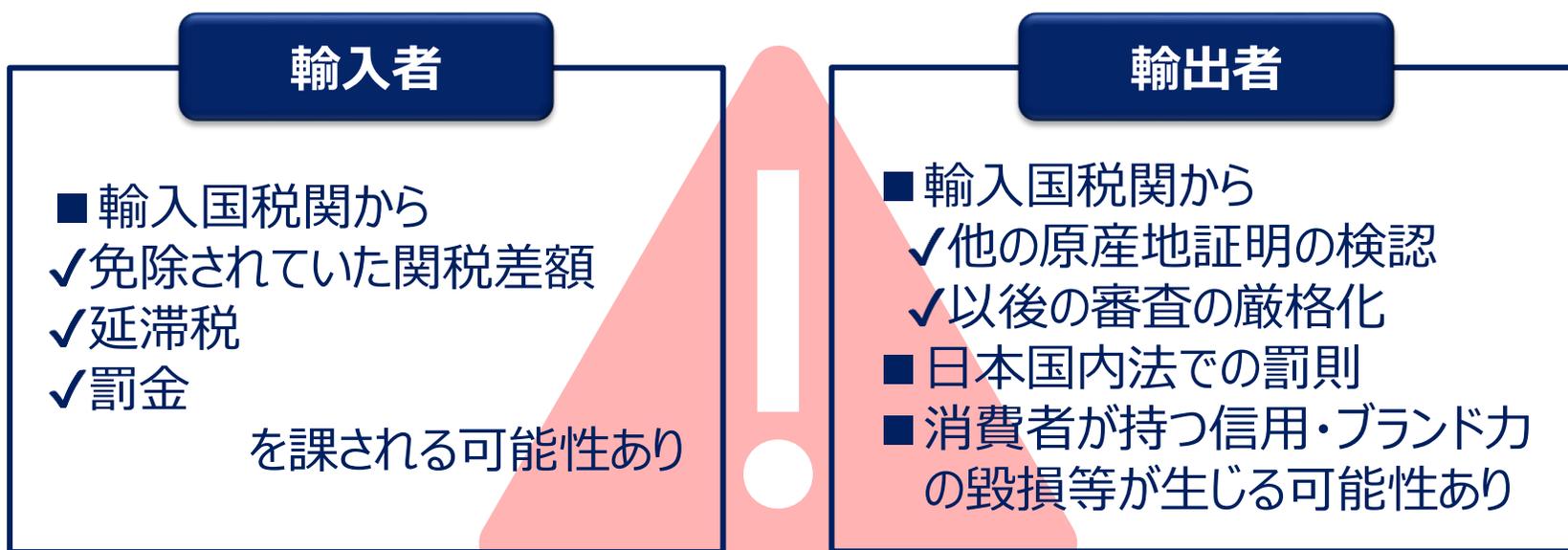
全ての材料を日本の
サプライヤーから購入
しているものなので
原産品

日本国内で「**実質的な製造・加工**」が
行われていることを客観的に評価する必要があります

原産地の根拠資料 (CTG証明書)	
1. 製品の構成 (非付随物) 情報	2. 生産者情報
3. 製造工程 (付随物) 情報	4. 製造工程
5. CTGによる製造履歴	6. 製造工程
7. 製造工程	8. 製造工程
9. 製造工程	10. 製造工程
11. 製造工程	12. 製造工程
13. 製造工程	14. 製造工程
15. 製造工程	16. 製造工程
17. 製造工程	18. 製造工程
19. 製造工程	20. 製造工程
21. 製造工程	22. 製造工程
23. 製造工程	24. 製造工程
25. 製造工程	26. 製造工程
27. 製造工程	28. 製造工程
29. 製造工程	30. 製造工程
31. 製造工程	32. 製造工程
33. 製造工程	34. 製造工程
35. 製造工程	36. 製造工程
37. 製造工程	38. 製造工程
39. 製造工程	40. 製造工程
41. 製造工程	42. 製造工程
43. 製造工程	44. 製造工程
45. 製造工程	46. 製造工程
47. 製造工程	48. 製造工程
49. 製造工程	50. 製造工程
51. 製造工程	52. 製造工程
53. 製造工程	54. 製造工程
55. 製造工程	56. 製造工程
57. 製造工程	58. 製造工程
59. 製造工程	60. 製造工程
61. 製造工程	62. 製造工程
63. 製造工程	64. 製造工程
65. 製造工程	66. 製造工程
67. 製造工程	68. 製造工程
69. 製造工程	70. 製造工程
71. 製造工程	72. 製造工程
73. 製造工程	74. 製造工程
75. 製造工程	76. 製造工程
77. 製造工程	78. 製造工程
79. 製造工程	80. 製造工程
81. 製造工程	82. 製造工程
83. 製造工程	84. 製造工程
85. 製造工程	86. 製造工程
87. 製造工程	88. 製造工程
89. 製造工程	90. 製造工程
91. 製造工程	92. 製造工程
93. 製造工程	94. 製造工程
95. 製造工程	96. 製造工程
97. 製造工程	98. 製造工程
99. 製造工程	100. 製造工程

EPA利用の注意点

検認（輸入国税関による事後調査）への対策が必要です。関税削減の取消だけでなく、追徴課税や罰則が発生する可能性があります。



EPAの規則・基準、手続きを遵守して利用しましょう

EPA利用の注意点

ペナルティを受けた事例

ペナルティー内容

関税のみでは約45億円の追徴
その他罰金等含めると**57億円**

原因

- 1.輸入国側での輸出品の
HSコードの分類が異なっていた
- 2.原産地規則の基準を満たして
いなかった
(**VAルールにおいて付加価値
の基準を下回っていた**)

アセアン・インドFTAに基づくEPA税率の利用

輸出国：マレーシア / 輸入国：インド

ソニーインディア Vs. ニューデリー税関長 - 2017年のケース

調査期間中

ソニーインディアは税関紛争処理委員会 (Settlement Commission of Customs) に
対して税務調査結果に対する和解を請願。

その条件として、ソニーインディアは30億ルピー (約45億) をFTAで認められる譲許税額相
当として預託。

その結果、ソニーインディアの請願は受理される。

再生通知提案書 (The Show Cause Notice)

ソニーインディアに対して歳入情報局 (DRI) が求める関税額は、金利、ペナルティ含めて
37億ルピー (約57億円) であること。

また起訴される可能性があること、が記載される。

和解内容

ソニーインディア：
追加の残額7億ルピー (約11億円)、及び金利分11.4億ルピー (約17億円)
の支払いと不起訴処分。

出典：ZEUS Law Associatesセミナー資料

EPA利用までの壁とは

EPAの難しさに加えて、化学業界特有の難しさがあるという声が多くあります。秘匿性の高い化学業界では、担当者自身/部門内で壁を乗り越えて原産地証明をする機会が多いとも言えます。

3つの壁（EPAの難しさ） × 化学業界特有の難しさ

知識の壁

- EPAの専門用語の理解。
- 証明制度（第三者証明、自己証明）の理解。
- 原産地規則（CTC、VA、SPなど）の理解。
- 必要な情報の収集。
- 根拠書類の作成方法。
- 日本商工会議所への手続き。

社内の壁

- EPA人材の不足。
- 必要な情報を持つ部署の確認。
- 他部署への説明と協力依頼。
- 上司への説明。

協力企業の壁

- 協力企業への説明と協力依頼。
- EPA業務対応困難との回答。
- EPAの手続きを行えているかの不安。



秘匿性の高い情報を扱うため外部へ相談することが難しい。

化学は専門知識なので、外部に相談しても理解を得にくい。

品目別原産地規則は3種類（CTC、VA、SP）あるが、どれで証明しようとしても難しい。

自社生産ではなくOEMで生産しているので、材料情報は分かるが生産者ではない。

品目別原産地規則とは

EPAにおいて、非原産材料を使用して生産される製品とする際に、日本において実質的な製造・加工が行なわれているか判断する基準のことを言います。

原産品の基準

A 完全生産品

EPA締約国内で完全に生産・採取された製品

B 原産材料のみから生産される製品

すべての一次材料（二次材料除く）がEPA締約国内の原産品である製品

C 非原産材料を使用して生産される製品

非原産材料*を使っているにもかかわらず、EPA締約国において「**実質的な製造・加工**」が行われ、協定の基準を満たした製品

材料が非原産材料であるため、日本国内にて「**実質的な製造・加工**」を行ったことを検証する方法

原産地規則
品目別

関税分類変更基準(CTCルール)

付加価値基準(VAルール)

加工工程基準(SPルール)

2.化学業界におけるEPA利用までの壁

品目別原産地規則 加工工程基準 (SPルール)

非原産材料を使用した最終製品について、**ある特定の加工工程**が施されていることを証明する方法です。

製品 : トルエン
 協定 : RCEP
 HSコード : 2902.30
 品目別原産地規則 : CTH、RVC40又は**CR**

2902.20

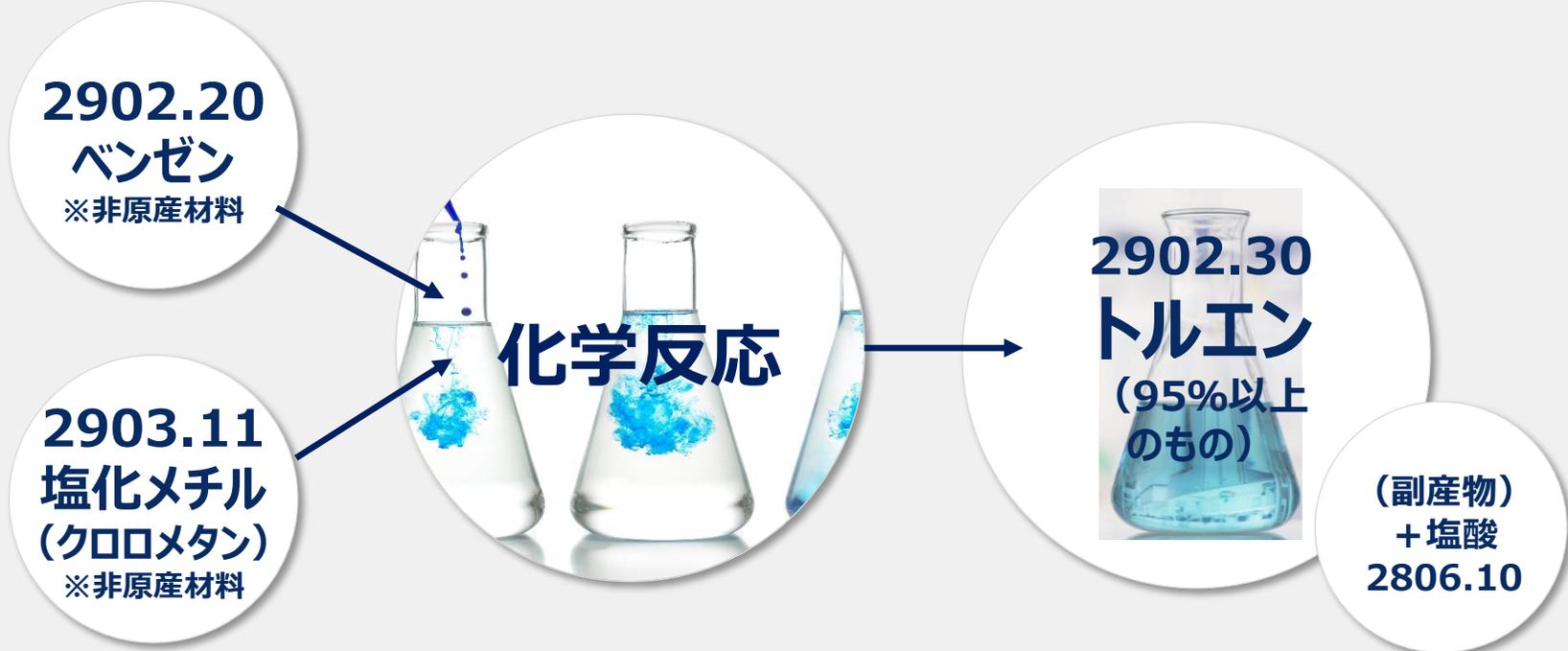
ベンゼン

※非原産材料

2903.11

塩化メチル
(クロロメタン)

※非原産材料


 化学反応

2902.30

トルエン

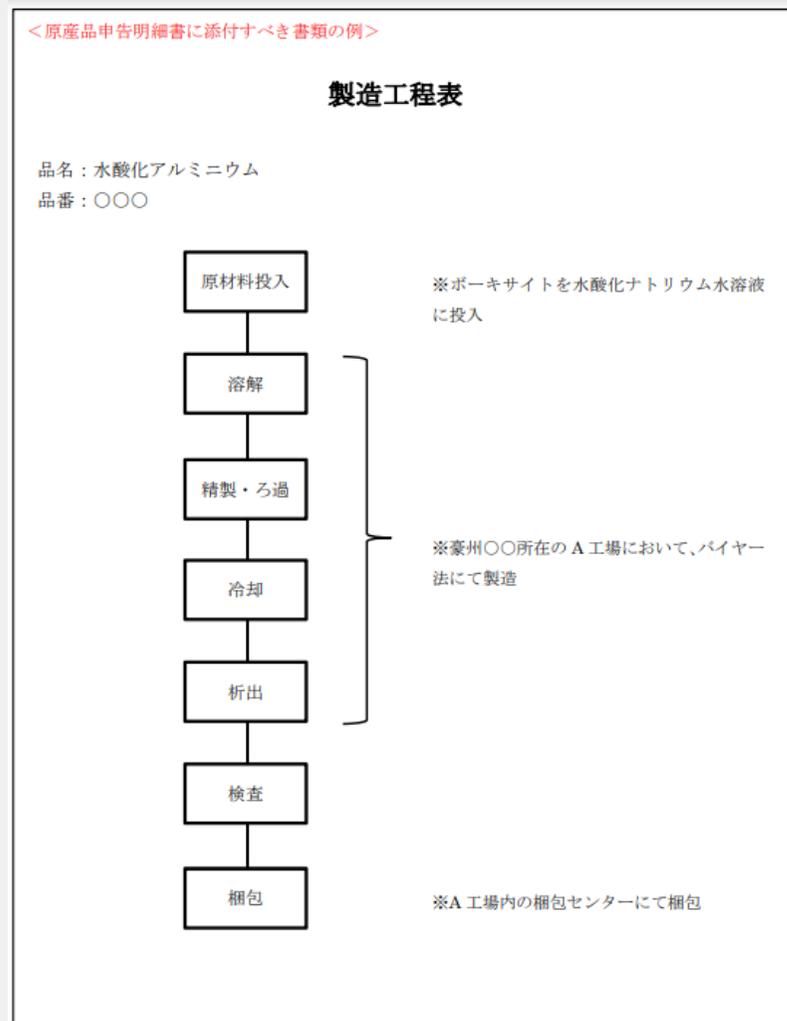
(95%以上
のもの)(副産物)
+ 塩酸
2806.10

HSコードについては後ほどご説明いたします。

品目別原産地規則 加工工程基準 (SPルール)

根拠書類 : 製造工程表

※事例は異なりますが、イメージとしてご参照ください



協定別 化学品の加工工程基準の有無

有り	無し
日チリ協定	日メキシコ協定
日タイ協定	日マレーシア協定
日インドネシア協定	日アセアン協定
日ブルネイ協定	日フィリピン協定
日オーストラリア協定	日スイス協定
CPTPP	日ベトナム協定
日EU協定	日インド協定
日英協定	日ペルー協定
RCEP協定	日モンゴル協定

RCEP協定の加工工程基準の定義

(f) 「CR」とは、化学反応に係る規則をいう。化学反応による生産品である産品は、当該化学反応が締約国において行われる場合には、原産品とする。「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる過程（生化学的なものを含む。）をいう。この定義の適用上、次のものは、化学反応とみなさない。

- (i) 水その他の溶媒への溶解
- (ii) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去
- (iii) 結晶水の追加又は除去

RCEP 化学品の加工工程基準があるHSコード（項）

HSコード	品目
2901	非環式炭化水素
2902	環式炭化水素
2907	フェノール及びフェノールアルコール
2909	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
2914	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
2916	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
2920	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
3811	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鋳物油（ガソリンを含む。）用又は鋳物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）
3824	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）

2.化学業界におけるEPA利用までの壁

品目別原産地規則 関税分類変更基準（CTCルール）

全ての材料のHSコードを確認し、輸出品のHSコードと比較する方法です。



CTCルールとは・・・

CTCルール（関税分類変更基準）の考え方

材料のHSコードを確認して、輸出品のHSコードと比較します。

材料	HSコード	輸出品	HSコード
ステンレス板	7219.32	ちょうつがい	8302.10
ステンレス棒	7222.11		

輸出品と材料のHSコードが異なるということを、
実質的な生産・加工が行われた証拠と考えます。



経済産業省委託事業
EPA相談デスク
 のテキストや動画で
 解説しています

E 【経済産業省委託事業 EPA相談デスク】 EPA利用のための原産地証明～初心者ガイド～

III: CTCルールとは？

東京共同会計事務所

2.化学業界におけるEPA利用までの壁

品目別原産地規則 付加価値基準 (VAルール)

製造原価を確認して、輸出品の販売価格の中に占める日本で付加された価値の大きさを金額で算定する方法です。



VAルールとは・・・

VAルール（付加価値基準）の考え方

製造原価を確認して、輸出品の販売価格の中に占める日本で付加された価値の大きさを金額で算定します。

材料	金額	輸出品	金額
ステンレス板	200円	ちょうつがい	980円
ステンレス棒	100円		
経費・利益	680円		

非原産材料費以外の、日本で付加された価格が大きければ
実質的な生産・加工が行われた証拠と考えます。



生産を外部に委託している場合（OEM）

委託生産者制度

委託生産者の確認ポイント

- ▶ 「委託生産者であることのチェックシート」の確認項目が全て「はい」になるかを確認してください。

関係者各位 年月日

企業名
住所
代表者名
部署・担当者名
連絡先

**要件を満たすこと
の確認資料
(提出資料)**

(委託を行っている者)
企業名 株式会社〇〇
住所 〇〇〇〇〇〇
部署・担当者名
連絡先 (電話番号)

(該当する産品)
品名(英字) 製造番号・型番 生産場所(住所・工場名等)
〇〇 (aaa) 〇〇〇〇〇〇 〇〇棟〇〇号〇〇 〇〇工場
〇〇 (aaa) 〇〇〇〇〇〇 〇〇棟〇〇号〇〇 〇〇工場

以上

確認項目	いずれか○で囲む
①製品の企画・仕様(サイズ・性能など)はあなたの会社が決定していますか	はい・いいえ
②製品の生産に使用する材料はあなたの会社が調達・支給していますか、もしくはあなたの会社が材料を指定していますか (VAの場合) あなたの会社が材料の金額も把握していますか	はい・いいえ
③あなたの会社は、製品の製造場所および生産工程について、実地検査や書面で確認するなどにより、管理・指揮していますか	はい・いいえ
④委託生産者の3要件である上記①～③を確認できる製造委託関係の書類を保管していますか	はい・いいえ
⑤製品の生産に使用する材料や仕様・製造場所の変更は、あらかじめあなたの会社で把握し、定期的に①・②を確認できる体制になっていますか	はい・いいえ
⑥あなたの会社の承諾なく製造場所の変更や再委託が行われていないかなど、定期的に③の製品の製造現場および生産工程を確認できる体制になっていますか。	はい・いいえ
⑦あなたの会社は、判定資料(対比表や計算ワークシートなど)を作成できますか	はい・いいえ
⑧あなたの会社は、輸入国税関等から説明を求められた場合、資料に基づき説明責任を果たすことができますか	はい・いいえ

※上記のチェックシートが全て“はい”となり、あなたの会社が製造全般の管理・指揮を行っているといえる場合には、「委託に係る誓約書」を作成・提出できます。

※保管している製造委託関係の資料を追加で確認する場合があります。

EPA利用までの壁を超えるために

秘匿性の高い化学業界において、担当者/部門内で原産地証明をする機会が多いと思います。EPAと品目別原産地規則への理解を深め、1つの証明方法が難しい場合も、あきらめずに他の方法でトライしましょう！

関税分類変更基準（CTCルール）で証明する場合に重要となるHSコードについて、ポイントを説明します。

化学業界で知っておきたいEPAの特徴

- 1 RCEPにより高まるEPA利活用の必要性
- 2 化学業界におけるEPA利用までの壁
- 3 化学品の事例から学ぶHSコード分類のポイント**
- 4 本日のおさらい

Speaker

元財務省関税局・税関職員 HS導入プロジェクトからHS分類に従事
元WCOテクニカルアタッシェ
EPA相談デスク 委託事業者
東京共同会計事務所 トレード・コンプライアンス部
シニアアドバイザー

宮崎 千秋

3.化学品の事例から学ぶHSコード分類のポイント

HS分類のためには以下の二つがポイント

①分類される物品を正確に把握すること。

及び

②HS品目表の規定を正しく解釈し適用すること。

HSコードとは

HS*は、物品の分類のための世界共通の品目表で、各国において関税率表のリストとなっています。HSコードとは、HS品目表により分類された物品が属するHSの番号のことをいいます。

*「商品の名称及び分類についての統一システム（Harmonized Commodity Description and Coding System）に関する国際条約（HS条約）」の附属書である品目表

製品



HSコード

2902.30

=

29	02	30	000
類 <small>(上2桁)</small> (Chapter) 有機化学品	項 <small>(上4桁)</small> (Heading) 環式炭化水素	号 <small>(上6桁)</small> (Subheading) トルエン	各国により規定

HS分類のためには

部注・類注などを参照し、規定に従って分類していきましょう。

部注

類注

第6部	化学工業(類似の工業を含む。)の生産品
28	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
29	有機化学品
30	医療用品
31	肥料
32	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ
33	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
34	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
35	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素
36	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
37	写真用又は映画用の材料
38	各種の化学工業生産品
第7部	プラスチック及びゴム並びにこれらの製品
39	プラスチック及びその製品
40	ゴム及びその製品

3.化学品の事例から学ぶHSコード分類のポイント

品目別原産地規則

関税分類変更基準（CTCルール）

全ての材料のHSコードを確認し、輸出品のHSコードと比較する方法です。

※下記はP21の例示の再掲となります。この場合CTCルールではクリアはできず、SPルールでクリアできる例となります。

製品 : トルエン
 協定 : RCEP
 HSコード : 2902.30
 品目別原産地規則 : **CTH**、RVC40又はCR

2902.20

ベンゼン

※非原産材料

2903.11

塩化メチル
(クロロメタン)

※非原産材料

化学反応

2902.30

トルエン

(95%以上
のもの)(副産物)
+ 塩酸
2806.10

台所用食器洗いスポンジたわし

Q1



1. ナイロン不織布
植物性繊維素（多泡性）

Q2



2. ナイロン不織布
ポリウレタン（多泡性）

Q3



3. ナイロン不織布
ポリウレタン（多泡性）
ナイロン不織布

Q4



4. アクリル不織布
ポリウレタン（多泡性）
ナイロン不織布

Q5



5. ポリウレタン（多泡性）
をナイロンのネットで包み
込み縫合

台所用食器洗いスポンジたわし

Q1

1. ナイロン不織布
植物性繊維素（多泡性）



A1 39.21項

プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ

39類注

10 第39.20項及び第39.21項において板、シート、フィルム、はく及びストリップ^oは、板、シート、フィルム、はく、ストリップ^o（第54類のものを除く。）及び規則正しい幾何学的形状の塊（印刷その他の表面加工をしてあるかないかを問わない。）で、切っていないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切ったもの（長方形（正方形を含む。）に切ったことによりそのまま使用することができる製品になったものを含む。）に限るものとし、更に加工したものを除く。

39類解説

(d) 紡織用繊維の織物類(59類注1で定義されるもの)、フェルト又は不織布と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップ^oとを結合したもので、紡織用繊維が単に補強の目的で使われている物品

この場合において、模様を有しないもの、漂白していないもの、漂白したもの又は均一に浸染した紡織用繊維の織物類、フェルト又は不織布をこれらの板、シート又はストリップ^oの片側のみに結合した場合は、単に補強の目的で使用したものとみなす。模様を有するもの、なせんしたもの、これら以上の精巧な加工をした織物類(例えば、起毛)及びパイル織物、フェルト、レース、58.11 項の織物製品などの特殊な物品は、単なる補強以上の機能を有するものとみなす。

紡織用繊維の織物類を両面に結合した多泡性のプラスチックの板、シート及びストリップ^oは、織物がどのような特性を有しているかによらず、この類から除外する(一般に 56.02 項、56.03項又は 59.03 項)。

台所用食器洗いスポンジたわし

Q2

2. ナイロン不織布
ポリウレタン（多泡性）

**A2 39.24項**

プラスチック製の食卓用品、
台所用品その他の家庭用品及び
化粧用品

39類注

10 第39.20項及び第39.21項において板、シート、フィルム、はく及びストリップ[°]は、板、シート、フィルム、はく、ストリップ[°]（第54類のものを除く。）及び規則正しい幾何学的形状の塊（印刷その他の表面加工をしてあるかないかを問わない。）で、切っていないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切ったもの（長方形（正方形を含む。）に切ったことによりそのまま使用することができる製品になったものを含む。）に限るものとし、更に加工したものを除く。

39類解説

(d) 紡織用繊維の織物類(59類注1で定義されるもの)、フェルト又は不織布と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップ[°]とを結合したもので、紡織用繊維が単に補強の目的で使われている物品

この場合において、模様を有しないもの、漂白していないもの、漂白したもの又は均一に浸染した紡織用繊維の織物類、フェルト又は不織布をこれらの板、シート又はストリップ[°]の片側のみに結合した場合は、単に補強の目的で使用したものとみなす。模様を有するもの、なせんしたもの、これら以上の精巧な加工をした織物類(例えば、起毛)及びパイル織物、フェルト、レース、58.11 項の織物製品などの特殊な物品は、単なる補強以上の機能を有するものとみなす。

紡織用繊維の織物類を両面に結合した多泡性のプラスチックの板、シート及びストリップ[°]は、織物がどのような特性を有しているかによらず、この類から除外する(一般に 56.02 項、56.03項又は 59.03 項)。

台所用食器洗いスポンジたわし

Q3

3. ナイロン不織布
ポリウレタン（多泡性）
ナイロン不織布



A3 63.07項

その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）

11部注

7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。

- (a)長方形(正方形を含む。)以外の形状に裁断した物品
- (b)完成したもので、単に分割糸を切ることにより又はそのまま使用することができるもの(縫製その他の加工を要しないものに限る。例えば、ガスター、タオル、テーブルクロス、カーフ及び毛布)
- (c)特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し(縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。)、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品(反物の裁断した縁にほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。)
- (d)縁縫いし、縁かがりをし又は縁に房を付けた物品(反物の裁断した縁にほつれ止めのための簡単な加工をしたものを除く。)
- (e)特定の大きさに裁断した物品でトロンワークをしたもの
- (f)縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品(同種の織物類を二以上つなぎ合わせた反物及び二以上の織物類を重ね合わせた反物(詰物をしてあるかないかを問わない。))を除く。)
- (g)刈込編み又はカセ編みにより特定の形状に編み上げたもの(単一の物品に裁断してあるかないかを問わない。)

8 第50類から第60類までにおいては、次に定めるところによる。

- (a)第50類から第55類まで、第60類及び、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第56類から第59類までには、7に定義する製品にしたものを含まない。
- (b)第50類から第55類まで及び第60類には、第56類から第59類までの物品を含まない。

56類注

3 第56.02項及び第56.03項には、それぞれフェルト及び不織布で、プラスチック又はゴム(性状が密又は多泡性であるものに限る。)を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを含む。

また、第56.03項には、プラスチック又はゴムを結合剤として使用した不織布を含む。

ただし、第56.02項及び第56.03項には、次の物品を含まない。

- (c)フェルト又は不織布と多泡性のプラスチック又はセルラーパールの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該フェルト又は不織布を単に補強の目的で使用したもの(第39類及び第40類参照)

台所用食器洗いスポンジたわし

Q4

4. アクリル不織布
ポリウレタン（多泡性）
ナイロン不織布



A4 63.07項

その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）

11部注

7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。

- (a)長方形(正方形を含む。)以外の形状に裁断した物品
- (b)完成したもので、単に分割糸を切るにより又はそのまま使用することができるもの(縫製その他の加工を要しないものに限る。例えば、ガスター、タオル、テーブルクロス、カーフ及び毛布)
- (c)特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し(縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。)、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品(反物の裁断した縁にほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。)
- (d)縁縫いし、縁かがりをし又は縁に房を付けた物品(反物の裁断した縁にほつれ止めのための簡単な加工をしたものを除く。)
- (e)特定の大きさに裁断した物品でトロンワークをしたもの
- (f)縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品(同種の織物類を二以上つなぎ合わせた反物及び二以上の織物類を重ね合わせた反物(詰物をしてあるかないかを問わない。))を除く。
- (g)刈込編み又はカセ編みにより特定の形状に編み上げたもの(単一の物品に裁断してあるかないかを問わない。)

8 第50類から第60類までにおいては、次に定めるところによる。

- (a)第50類から第55類まで、第60類及び、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第56類から第59類までには、7に定義する製品にしたものを含まない。
- (b)第50類から第55類まで及び第60類には、第56類から第59類までの物品を含まない。

56類注

3 第56.02項及び第56.03項には、それぞれフェルト及び不織布で、プラスチック又はゴム(性状が密又は多泡性であるものに限る。)を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを含む。

また、第56.03項には、プラスチック又はゴムを結合剤として使用した不織布を含む。

ただし、第56.02項及び第56.03項には、次の物品を含まない。

- (c)フェルト又は不織布と多泡性のプラスチック又はセルラーボードの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該フェルト又は不織布を単に補強の目的で使用したもの(第39類及び第40類参照)

台所用食器洗いスポンジたわし

Q5

5. ポリウレタン（多泡性）をナイロンのネットで包み込み縫合



A5 56.08項

結び網地(ひも又は綱から製造したものに限り。)及び漁網その他の網(製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限り。)

通則1

部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

通則2

- (a) 各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品（この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。）で、提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含む。
- (b) 各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。
- 二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従って決定する。

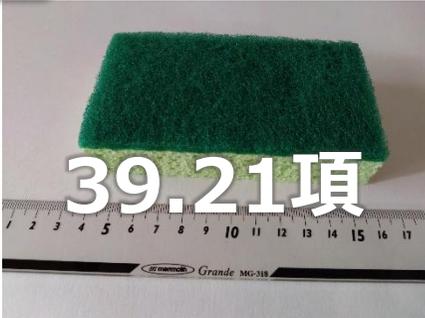
通則3 2(b)の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

- (a) 最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。通則4ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。
- (b) 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。
- (c) (a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

通則4～6 省略

台所用食器洗いスポンジたわし

A1



1. ナイロン不織布
植物性繊維素（多泡性）

A2



2. ナイロン不織布
ポリウレタン（多泡性）

A3



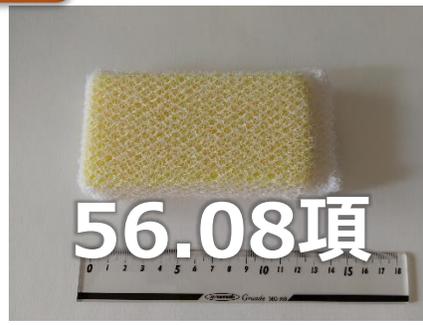
3. ナイロン不織布
ポリウレタン（多泡性）
ナイロン不織布

A4



4. アクリル不織布
ポリウレタン（多泡性）
ナイロン不織布

A5



5. ポリウレタン（多泡性）
をナイロンのネットで包み
込み縫合

3. 化学品の事例から学ぶHSコード分類のポイント

HS分類のためには以下の二つがポイント

- ①分類される物品を正確に把握すること。
及び
- ②HS品目表の規定を正しく解釈し適用すること。

化学業界で知っておきたいEPAの特徴

- 1 RCEPにより高まるEPA利活用の必要性
- 2 化学業界におけるEPA利用までの壁
- 3 化学品の事例から学ぶHSコードのポイント
- 4 **本日のおさらい**

4.本日のおさらい

秘匿性の高い化学業界において、担当者/部門内で原産地証明をする機会が多いと思います。EPAと品目別原産地規則への理解を深め、1つの証明方法が難しい場合も、あきらめずに他の方法でトライしましょう！

お困りの際は・・・

EPA相談デスク

JETRO様とともにEPAに関するご相談を受け付け、EPA利用をご支援するコンテンツを提供しております。

お問合せ先



EPA相談デスク

<https://epa-info.go.jp/>

EPAの利用をお助けする相談窓口です。
EPAに関する疑問や質問などございましたらお気軽に御相談ください。
ウェブサイトでは、初心者ガイドなどのわかりやすい資料や動画など、
学習コンテンツも御用意しておりますのでぜひ御活用ください。



メール相談



JETRO EPA相談窓口

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html>

ジェットロでは、EPA活用に関する御相談を受け付けています。

本部（東京）：03-3582-4943
ジェットロ北海道：011-261-7434
ジェットロ仙台：022-223-7484

大阪本部：06-4705-8606
ジェットロ広島：082-535-2511
ジェットロ香川：087-851-9407
ジェットロ福岡：092-471-5635



電話相談

EPA利用に必要な書類を簡単かつ効率的に作成できる「原産地証明ナビ」も提供しています。

<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/navi/>

「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」（経済産業省）を基に加工して作成
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf

EPA相談デスク

- 日本からの輸出品に関するEPA全般のご相談窓口
- 10年連続で経済産業省から受託

 EPA相談デスク 約**40,000**件の相談実績



EPA相談デスク <https://epa-info.go.jp/>

経済産業省委託事業



問合せ [こちら](#) Mail epa-desk@epa-info.go.jp

トップページ

発給までの流れ

ワークショップ

EPAの活用実態

E-learning

トップページ > ワークショップ・セミナー

講師 EPA相談デスク

2024年 ※全日14:00～15:15開催(予定)

9月～11月 初心者向けワークショップ

9月4日(水)	I	: EPA基本のキ!
9月18日(水)	II-1	: HSコードとはどんなもの?
	II-2	: 関税率を確認してみよう!
10月2日(水)	III	: CTCルール・VALルールとは?
10月16日(水)	IV-1	: CTCルールの対比表
	IV-2	: VALルールの計算ワークシートを作ってみよう!
10月30日(水)	V	: 依頼者への回答方法 (同意通知、自己申告書、サプライヤー証明書)
11月13日(水)	VI	: サプライヤー証明書とは? デミニマスルールとは?

戻る

次へ